一般社団法人日本内部監査協会

CIAフォーラム運営要綱

〔1〕名称

本組織は、一般社団法人日本内部監査協会CIAフォーラムと称する。

〔2〕目的

本組織は、一般社団法人日本内部監査協会の目的に沿って、内部監査及び関連する諸分野についての理論および実務の研究を行い、内部監査の品質向上及び内部監査人の専門能力の向上を推進する。本組織は、専門職であるCIAとしての研鑽の機会と相互交流を目的とする。

本組織の活動は、個人や特定組織の営利を追求するものではない。また研究活動の成果は、本組織内にとどめるのではなく、内部監査の品質向上、及び内部監査人の専門的能力の向上に広く活かされることが期待される。本組織の活動は、ボランティア精神に基づいて行うものであり、知識と経験の共有による専門能力の向上（プログレス・スルー・シェアリング/Progress through sharing）が基礎となっている。

〔3〕構成

本組織は、一般社団法人日本内部監査協会に属する公式な組織であり、同協会の正会員に所属している者または同協会に所属するIIA個人会員（以下、会員とする）のうちCIA・CCSA・CFSA・CGAP・CRMA資格保持者（以下、CIAホルダーという）であり、且つCIA・CCSA・CFSA・CGAP・CRMAの資格状態がACTIVE（有効）である者をもって構成する。尚、本組織を構成するCIAホルダーは、テーマ毎に設立された研究会に属するものとする。

〔4〕研究活動範囲

本組織における研究活動範囲は、次のとおりとする。

1. 内部監査及び関連分野における実施状況の調査・研究。
2. 内部監査の規程及び実施手続・要領等の研究。
3. 内部監査及び関連分野における実務遂行上の諸問題の研究。
4. 内部監査及び関連分野の手法やアプローチの研究。
5. 内部監査及び関連分野における業界及び内部監査を取りく環境変化、新しい考え方についての研究。
6. その他、研究活動に必要な事項、及び研究途上において生じた問題点についての調査・研究。

〔5〕入会及び退会手続き

本組織への入会及び退会手続きについては、次のとおりとする。

1. 入会及び継続する場合は、「CIAフォーラム研究会入会申込書兼活動継続申込書」（以下、申込書という）を一般社団法人日本内部監査協会の事務局(以下、事務局という)宛に提出するものとする。
2. 退会する場合は、「CIAフォーラム研究会退会届」を事務局宛に提出するものとする。
3. 継続にあたって申込書が事務局に提出されない場合には、退会したものとみなす。

〔6〕世話人及び世話人会

本組織は、原則3名以内の世話人を設置する。各世話人は世話人会を構成し、うち1名を代表とする。尚、世話人及び世話人会の役割は、次のとおりとする。

1. 任期は2年とし、選出については事務局が推薦し、活動中の座長総数の3分の2以上の賛成をもって選任する。但し再任を妨げない。
2. 新規研究会及び研究会内の新規分科会設立の申請があった場合には、世話人会で審議の上、認定をするものとする。
3. 必要に応じて研究会の活動状況について報告を求める（議事録・資料等の提出を含む）。
4. 適宜、適切な案件・新規の案件・課題の発掘・提案を行う。

5. 研究会の座長とメンバー（研究会への入会候補者を含む）との間のトラブルについて仲裁をする。また研究会間の調整を行う。
6. 特段の事情がある場合に、研究会の停止または解散、座長の解任、メンバーの研究会からの退会を事務局の了解のもと、決定できる。
7. 必要に応じ、活動中の座長を集め、意見を求めることができる。

〔7〕座長

研究会には、座長を設置する。座長の役割等は、次のとおりとする。

1. 役割

①適切に研究会を運営するものとする。

2. 選任・任期

①研究会（分科会を含む）は、研究会を代表する者を座長として選任し、事務局へ届け出るものとする。任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

3. 運営

①募集人数の判断を行うものとする。

②メンバーの入会と退会の判断（参加要件を含む）を行うものとする。

③守秘義務及び情報の保護に留意し、またCIAとして品位確保に努めることとする。

④事務局の求めに応じて研究活動進捗状況及びメンバー在籍状況を報告するものとする。

⑤研究会開催時にメンバーの出欠状況を管理するものとする。尚、Web会議・電話会議で研究会を開催（対面との組み合わせを含む）した場合には、議事録、画面のスクリーンショット、チャット、録画等、研究会開催の記録を残すものとする。

⑥会員サイト内CIAフォーラム専用ページの管理（登録・変更）を行うものとする。

4. 成果物の取り扱い

研究会の成果をまとめたものについて、その品質と公表の適否等について、当該研究会以外の座長のレビューと世話人会の承認を受け、事務局の最終承認を得たものを、成果物という。尚、承認は、以下の手順で行うものとする。

①座長は、成果物に対し、第一義的な責任（成果物の一定の品質を保つこと）を負うものとする。

②座長は、事務局を通じ、当該研究会以外の座長に成果物のレビューを依頼する。

③座長は、レビューコメントへの対応を行う。

④座長は、世話人会及び事務局に承認を依頼する。

⑤座長は、ディスクレーマー文を必ず記載するものとする。

＊ディスクレーマー文例

「『CIAフォーラム』は、CIA資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、一般社団法人日本内部監査協会の組織上の研究会のひとつである。各CIAフォーラム研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

この研究報告書は、 CIAフォーラムXXX研究会が、その活動成果として取りまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の見解であり一般社団法人日本内部監査協会の見解を代表するものではない。」

⑥一般社団法人日本内部監査協会は、同協会の判断で成果物を協会ホームページや協会機関誌等の刊行物に掲載したり、協会の主催するセミナー等で使用することができる。

〔8〕研究会

研究会は、次のとおりとする。

1. 設立を希望する場合、研究テーマ・目標成果・活動方法・座長・募集要項を明記し、事務局まで連絡をする。その後世話人会が審議の上、設立の認定をするものとする。尚、研究テーマは、本運営要項「〔4〕研究活動範囲」に沿ったものを設定するものとする。

2. 研究会への参加は原則1組織体1名とする。但し、同じ組織体の複数参加については、各研究会の座長の判断で認めることができる。
3. 研究会の人数は原則5～15名とするが、座長の判断によって増やすことができる。但し、CIAホルダーの総人数が少ない地域など事情がある場合には、世話人会の判断により5名未満でも認める。
4. 必要に応じ、分科会を設立することができる。但し、分科会の設立は、母体となる研究会のテーマと関連のあるテーマで研究活動を行う場合、及び研究会参加人数の増加によりひとつの研究会では活動に支障をきたす場合とする。
   また、分科会の表記は、母体となる研究会と分科会の研究テーマを併記するものとする。
5. 分科会を設立した場合、元になる研究会の座長が全体を統括し、分科会毎に分科会座長を置くこととする。分科会座長の選任については、当該分科会で選任し、事務局に届け出るものとする。

〔9〕CPE単位

研究会におけるCPE単位は、IIA国際本部が公表する「継続教育制度基本方針」に基づいて、次のとおりとする。

1. 研究会出席時間に対するCPE単位
   50分につき1CPE単位を申請することができる。但し、座長及び分科会座長については、研究会の運営にかかる準備時間等を50分につき1単位申請することができる。
   年間を通じての総単位数は、累積した時間数（分単位）を50分で割り、算出するものとする。
2. 成果物に対するCPE単位
   成果物に対するCPE単位は、IIA国際本部が公表する「継続教育制度基本方針」で定められた単位数を上限にして、座長及びメンバーの貢献状況に応じて研究会が決定したCPE単位をCIAホルダー自身が申請する。

〔10〕守秘義務

研究究会の座長及びメンバーは、研究会に情報を提供する場合は、IIA国際本部の基準及び一般社団法人日本内部監査協会「内部監査基準」を遵守し、内部監査人としての守秘義務を遵守しなければならない。

また、その活動を通じて知り得た一般社団法人日本内部監査協会、本組織、座長、メンバー、及び座長・メンバーが関係する組織体などに関する、一般に公表されていない情報について守秘義務を遵守しなければならない。

なお、本組織への入会に際して、守秘義務の遵守を誓約するものとする。

この守秘義務は、本組織退会後（一般社団法人日本内部監査協会の正会員又は個人会員の退会後も含む）にも及ぶものとする。

〔11〕成果物の著作権

成果物を維持し、広く永く内部監査関係者が利用できるようにするため、成果物の著作財産権は、〔7〕「4.成果物の取り扱い」で定めた、事務局最終承認により、著作（権）者から協会に無償で譲渡する。また、著作（権）者は、著作者人格権を行使しないものとする。

なお、研究会の座長及びメンバーが複数係わって作成された著作物は、共同著作物と同様の扱いとする。

参加者は、当組織の入会時に成果物の著作権について誓約することにより、これを事前に承諾したものとする。

〔12〕他者の著作権の侵害

研究会は成果物の作成において、他者の著作物を引用する場合、その出典と、引用である旨を明示して、第三者の著作権を侵害しないように留意することとする。

また、研究会の座長及びメンバー自身または関係する組織が有する著作権や、研究会が識者を外部から招き講義を受ける場合は、その著作権を侵害しないように留意することとする。

他者の著作権を侵害しないよう、研究会メンバーはもとより研究会の座長が責任をもって管理するものとする。

〔13〕研究会参加者の成果物使用

研究会の座長及びメンバーが成果物を、自分の所属する組織体の内部監査部門の品質向上や内部監査人の専門能力の向上のために使用する場合は、事務局に事前に申請し、許諾された利用方法及び条件の範囲において成果物を使用できるものとする。

尚、座長及びメンバーといえども個人的な利益のために成果物を販売することや、コンサルタント等が業として内部監査のコンサルティングや教育その他に、成果物を無断で使用することは固く禁止する。

〔14〕日本内部監査協会、CIAフォーラム等、呼称の無断使用禁止

一般社団法人日本内部監査協会、CIAフォーラム、CIAフォーラム研究会座長などの呼称を、事務局に無断で使用することを禁止する。

また事務局に無断でその呼称を用いて意見を表明したり、成果を発表したりすることも禁止する。

〔15〕運営要綱の変更

本運営要綱の変更は、活動中の座長より意見を聞いた上、世話人会で案を固め、事務局が承認するものとする。

〔16〕座長判断による退会

参加者の長期間欠席が続く場合や、無断欠席が重なる場合は、座長の判断で研究会を退会させることができる。この場合、当該退会者に代わり座長が事務局に退会届を提出するものとする。

更に、座長を含め参加者が、活動の趣旨やルールに違反したとCIAフォーラム世話人会が認め、事務局が了解した場合は、研究会から退会いただくことがある。

〔17〕CIAフォーラム事務局

CIAフォーラム事務局の所在地は、次のとおりとする。

一般社団法人日本内部監査協会

〒104-0031　東京都中央区京橋3－3－11
電話:03(6214)2231　FAX:03(6214)2234

附則

１．本運営要綱は、平成20年 9月20日より施行する。
２．本運営要綱は、平成23年 3月14日、一部改正。
３．本運営要綱は、平成26年 4月 4日、一部改正。
４．本運営要綱は、令和 6年 3月31日、一部改正。

以　上